三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月二十九日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　長野県小県郡青木村大字田澤字南明通一八三二の一から一八三二の六まで、一八三二の七(次の図に示す部分に限る。)、一八三二の八、字下横手一八七三の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源の涵養(かん)
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月二十九日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡朝日村大字古見字上耕地一一一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月二十九日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町上入江字横山之内風呂ケ迫三一九の一、三一九の二、三二〇の一、吉田町吉田字郡山一二二三、字上迫三九七、三九九、吉田町多治比字岩室三九九二の一、三九九六、三九九八、四〇〇三、山県郡安芸太田町大字加計字鳥屋二五一七の一(次の図に示す部分に限る。)、二五一七の二、字大谷平一一二五の二、一一二五の三、一一二六の二、大字松原字松原四三三、四三四、四七二、廿日市市吉和字西潮原一九九、二〇二、字大向女鹿平五〇六、五〇八の一、五〇八の二、庄原市高野町和南原字下深石山二二三の一、東広島市志和町内字隠地山五六六、五六七、五七三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字横山之内風呂ケ迫三一九の一・三一九の二・三二〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字郡山一二二三、字上迫三九七、三九九、字岩室三九九二の一・三九九六・三九九八・四〇〇三・字鳥屋二五一七の一・二五一七の二・字大谷平一一二五の三・一一二六の二・字松原四三三・四三四・四七二・字西潮原一九九・二〇二・字大向女鹿平五〇六・五〇八の一・五〇八の二・字下深石山二二三の一・字隠地山五六六・五六七・五七三(以上二十一筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月二十九日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町比和字実延平三六八の一、三六九から三七二まで、甲三七三、三七四、三七五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字実延平三六八の一・三七一・三七二・三七四・三七五(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月二十九日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　広島県三次市吉舎町檜字**挟捜**垣内九一三の二(次の図に示す部分に限る。)、九一八の一、九一九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月二十九日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字猪山字獅子谷二五七、二六二
二　指定の目的　水源の涵養(かん)
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。)